

**J1 クラブライセンス制度
関連規程**

J 1 クラブライセンス制度運営方針

1. Jリーグは、J 1 クラブライセンス制度の目的を以下のとおり定めます。
 - ・ 日本サッカーのさらなる水準の向上
 - ・ クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
 - ・ JFA およびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
 - ・ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
 - ・ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
 - ・ 競技会における財務上のフェアプレーの監視
1. Jリーグは、フットボールのインテグリティを尊重し、Jクラブのニーズと期待に応えたJ 1 クラブライセンス制度の確立を目指し、自国のクラブライセンス制度を継続的に改善していきます。
1. Jリーグは、J 1 クラブライセンス制度の実施にあたり、国内法ならびにFIFA, AFCおよびJFAの規程を遵守します。
1. Jリーグは、J 1 クラブライセンス制度に関わる全ての者に行動規範を周知徹底するとともに、自らこれを遵守します。
1. Jリーグは、J 1 クラブライセンス申請者およびライセンシーに対し、J 1 クラブライセンス制度に関する適切な支援を提供します。
1. Jリーグは、J 1 クラブライセンス制度に関する規則や規程の変更に関する情報を全ての関係者に適時に通知します。

J 1 クラブライセンス制度行動規範

J 1 クラブライセンス制度の公正な運用を確保するため、以下のとおり、J 1 クラブライセンス制度の運用に携わる全関係者が遵守すべき行動規範を定める。

1. 意思決定に関与するものは、その過程において、常に公正性および独立性を保持するとともに、透明性を確保し、制度への信頼性を高めること。
1. 職務の遂行にあたり利益相反行為を行わないものとし、利益相反のおそれがある場合は手続きに関与しないこと。
1. 賄賂や不正な利益の収受、要求、供与、申込、約束をせず、社会通念を逸脱する接待をせず、若しくは、これを受けないこと。
1. J 1 クラブライセンス制度の運用過程において知り得たクラブの秘密情報の秘密性を厳格に保持し、J 1 クラブライセンス交付規則その他の諸規則に定める場合を除き、第三者に漏洩しないこと。

J 1 クラブライセンス関連資料保管規程

第 1 条 [目的]

本規程は、J 1 クラブライセンス交付規則(以下、ライセンス交付規則)第39条に定める資料保管の手続きについて定めるものである。

第 2 条 [責任]

クラブライセンスに関する資料の保管については、LMが全ての責任を負うものとする。

第 3 条 [定義]

ライセンス交付規則第39条に定めるJ 1 クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録ならびにJ 1 クラブライセンスの交付決定に関する書類および電子記録については以下の通り定義する。これらの記録は発行日または文書番号を付すことにより特定されなければならない。

(1) J 1 クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第33条から第37条およびJ 1 クラブライセンス交付規則運用細則2-1から2-5に基づきライセンス申請者より提出された書類および電子記録
- ② ライセンス交付規則第8条(1)⑧に基づきライセンス申請者より提出された報告書

(2) J 1 クラブライセンスの決定に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第25条(2)(4)(6)に基づき作成されたヒアリング議事録
- ② ライセンス交付規則第25条(3)に基づき作成されたライセンス評価報告書
- ③ ライセンス交付規則第25条(6)に基づき作成されたF I BによるJ 1 クラブライセンス決定会議議事録
- ④ ライセンス交付規則第26条(1)に基づき作成されたF I B決定書の写し
- ⑤ ライセンス交付規則第26条(3)に基づき提出された上訴申立書
- ⑥ ライセンス交付規則第26条(5)に基づき作成された上訴審査書
- ⑦ ライセンス交付規則第27条(2)に基づき作成された審問議事録
- ⑧ ライセンス交付規則第27条(3)に基づき作成されたA BによるJ 1 クラブライセンス決定会議議事録
- ⑨ ライセンス交付規則第27条(8)に基づき作成されたA B決定書の写し
- ⑩ ライセンス交付規則第27条(10)に基づき提出された上訴申立書の写し
- ⑪ ライセンス交付規則第28条に基づき作成されたA F C報告書

第 4 条 [保管方法]

第3条に定める書類および電子記録については、文書管理表または電子システム上にて年

度ごとにその所在を明確にし、ライセンス交付規則第9条におけるAFC調査人による抜き打ち検査等において必要とされた場合に直ちに提出出来る環境を維持する。

第5条〔保管期限〕

第3条第1項に定めるJ1クラブライセンスの申請に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低5年間、同条第2項に定めるJ1クラブライセンスの交付決定に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低10年間保管するものとする。

〔附則〕

本規程は2017(平成29)年11月21日より適用する。

〔改正〕

2022年1月1日

年次レビュー・ミーティング規程

第1条〔目的〕

本規程はJ1クラブライセンス交付規則(以下、ライセンス交付規則)第40条に定める年次レビュー・ミーティングを実施する際に必要とされる事項を定めるものとする。

第2条〔実施時期〕

年次レビュー・ミーティングはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの報告が完了した後、原則としてその年の11月末日までに開催することとする。

第3条〔参加者〕

年次レビュー・ミーティングはライセンサーであるJリーグのクラブライセンスを担当する常勤理事(以下「クラブライセンス担当理事」という)、LM、FIB構成員の代表者1名、AB構成員の代表者1名、CLAの職員およびライセンス評価チームの代表者1名は、年次レビュー・ミーティングに参加しなければならない。ただし、FIB構成員、AB構成員、ライセンス評価チームが次条に基づき年次レビュー・ミーティングに先立ってフィードバックをクラブライセンス担当理事に提出したときはこの限りではない。

第4条〔事前準備〕

LMは、年次レビュー・ミーティングを実施するにあたって、事前に以下の事項につき準備をすることとする。

- (1) J1クラブライセンス制度の改善に向けたFIB構成員、AB構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバック
- (2) J1クラブライセンス制度の改善に向けたライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバック
- (3) CLAによるJ1クラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の検討
- (4) J1クラブライセンス制度の内部監査結果の入手

第5条〔議題〕

年次レビュー・ミーティングでは、J1クラブライセンス制度の効率性および有効性を検討するものとし、以下の議題を取り扱うこととする。検討の結果、決定された措置については責任者と対応期限を定めることとする。

- (1) J1クラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした年次の目標に対する達成状況の検討
- (2) AB・FIB議長に対する成績および能力の評価

- (3) A B構成員、F I B構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバックに対する検討
- (4) ライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバックに対する検討
- (5) C L Aの職員からのフィードバックに対する検討
- (6) 意見処理規程に基づいて受け付けられた意見の報告と検討
- (7) J 1クラブライセンス制度の内部監査結果の報告
- (8) J 1クラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の報告
- (9) A F C交付規則との適用状況の評価および例外適用を受けている事項の報告
- (10) J 1クラブライセンス制度を効果的に運用するリソースおよび情報の安全性の確保状況の検討
- (11) A F Cによる視察が行われた場合、その結果に対する検討
- (12) A F Cによる品質基準の認証監査が行われた場合、その結果に対する検討
- (13) A F Cによる監査の結果、是正措置が通知された場合、その対応の検討
- (14) J 1クラブライセンス制度関係者の行動規範理解度に関する検討
- (15) J 1クラブライセンス制度運営方針の見直し
- (16) 制度の改善に向けた取組およびクラブJ 1クラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした翌年度の目標の立案
- (17) その他必要に応じた事項の検討

第6条〔クラブライセンス担当理事の責務〕

クラブライセンス担当理事は、年次レビュー・ミーティングを通じて、J 1クラブライセンス制度並びにその全ての利害関係人（LM、C L A、F I B・A B構成員、ライセンス申請者、ライセンシー）の期待を含む現在および将来のニーズの理解に努めるものとする。

第7条〔年次レビュー・ミーティングの報告〕

LMは、年次レビュー・ミーティングにて検討された結果については報告書を作成し、実行委員会および理事会にて報告する。また、J F A並びにA BおよびF I Bの構成員、ライセンス評価チームに対して報告書を送付する。

[附則]

本規程は2017(平成29)年11月21日より適用する。

[改正]

2018年11月20日

2022年1月1日

意見処理規程

第1条〔目的〕

本規程は、J1クラブライセンス制度（以下「ライセンス制度」という）に関して、改善要望、クレームおよびその他意見（以下「意見等」という）が持ち込まれた場合、当該事項を処理するために必要な手続を定めるものとする。

第2条〔責任〕

ライセンス制度に対して持ち込まれる意見の対応については、クラブライセンスマネージャーがその責任を有する。

第3条〔意見の申請と受付〕

- (1) ライセンス制度に対して意見がある者は、クラブライセンス事務局を窓口として、別途定めるメールアドレス宛にメールを送付することにより意見を述べることができる。当該メールには、自己の所属と氏名を記載の上、簡潔に意見を述べるものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は、当該窓口から受け付けた意見について、「意見受付記録」に記録し、クラブライセンスマネージャーに報告する。

第4条〔意見の処理〕

「意見受付記録」は、別途年次レビューミーティング規程に基づいて開催される年次レビュー・ミーティングにおいて開示し、検討する。

〔附則〕

本規定は2017(平成29)年11月21日より適用する。

〔改正〕

2022年1月1日